

北秋田市男女共同参画計画

～ともに築こう北秋田市の未来～

平成28年3月

秋田県北秋田市

目 次

第1章 基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の内容	2
4	計画策定への取組と構成	2
5	計画の体系	3

第2章 男女共同参画の実現のための施策

1	社会全体における男女共同参画の実現	5
2	家庭における男女共同参画の実現	7
3	学校・教育における男女共同参画の実現	9
4	職場における男女共同参画の実現	10
5	地域における男女共同参画の実現	13

第3章 推進体制

第4章 男女共同参画社会形成のための実行計画

1	社会全体における男女共同参画	16
2	家庭における男女共同参画	17
3	学校・教育における男女共同参画	19
4	職場における男女共同参画	20
5	地域における男女共同参画	21

参考資料

I	男女共同参画社会基本法	23
---	-------------	----

第 1 章 基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

憲法には、個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、これまでも社会の男女平等の実現に向けた様々な法律や制度が整備され、女性の職場進出や社会活動への参加が多くなってきました。北秋田市においては、平成18年3月に平成27年度までの10か年計画を策定し、これまで男女共同参画社会の実現に向けて総合的、長期的に講ずるべく施策に取り組んできました。

しかし、個人の意識には固定的な性別による役割分担の考え方や慣習が根強く残っており、重要な意思決定の場に女性の参画が少ないなど、男女間の不平等の解消には至っておりません。

また、少子・高齢化や、社会状況の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる中においては、今までの固定的な男女の役割分担ではわたしたちの生活の状況の変化に対応できなくなってきました。

このような社会状況に対応していくためには、男女が共に意識を変え、協力して社会の中で参画していく必要があります。

そこで、北秋田市がこの男女共同参画を推進していくためにも、以下をテーマとして推進していきます。

北秋田市民の男性も女性もすべての個人が共にその個性と能力を発揮し、互いに理解し尊重し合い、性別にかかわらず、労働、家庭生活、地域活動などあらゆる分野で協力して新しい生活文化をつくりあげていくことができるよう女性の参画を一層、拡大する取り組みを進め、女性が活躍する豊かで活力ある社会の実現を目指します。

北秋田市では、すべての市民の人権が平等に保障され、男女が共に協力し合い、積極的に地域産業の振興やまちづくり活動等様々な活動に参画することができる環境・社会を目指して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北秋田市男女共同参画計画」を策定します。

また、この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく推進計画として位置づけます。

2 計画の期間

第2次北秋田市総合計画との一体性をもたせるため、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 計画の内容

- ①男女共同参画基本法に基づく北秋田市の総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する計画です。
- ②総合計画及び過疎地域自立促進計画の下に、男女共同参画社会の推進に向けての施策を総合的かつ計画的に推進するための指針です。

4 計画策定への取組と構成

男女共同参画基本法においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」としてとらえ、男女共同参画基本計画においては、その実現に向け政府として取り組むべき施策を総合的、体系的に示し、推進することとしています。

また、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、施策の各論に組み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことに留意しています。

男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野の施策が単独で推進されることで実現していくのではなく、すべての分野において相互に関連し合い、広い視野のもとで取り組むことで実現していきます。

従って、この計画では、計画への理解をわかりやすくするために、社会全体、家庭、学校・教育、職場、地域社会の5つの分野に分け、現状と課題を明らかにし、基本目標を定め、その推進するべき方向性を掲げています。

また、その方向性に従い、具体的な実施手段となる実行計画も掲げており、実行計画については、社会情勢の変化、国・県の動向等を勘案しながら推進し、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画の体系

北秋田市における男女共同参画を実現するために、計画の内容を以下のとおり体系化します。

分野	現状と課題	基本目標	施策の方向
1 社会全体	<ul style="list-style-type: none"> 女性の登用問題 性別による固定的な意識問題 メディアが与える影響 	男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> (1) 政策・方針決定過程への女性の参画 (2) 性別による役割分担意識の解消 (3) 男女共同参画の視点による広報・啓発活動の実施 (4) あらゆる分野における女性の活躍推進
2 家庭	<ul style="list-style-type: none"> 家庭における人権問題 家庭活動への関心 男女の身体的特徴への理解 	家族を構成する男女が相互協力のもとに家庭での活動を行い、互いの人権を尊重しあう家庭づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 共に築く家庭生活への支援 (2) 子育て支援 (3) 介護支援 (4) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援 (5) 男女間における暴力の根絶
3 学校・教育	<ul style="list-style-type: none"> 教育環境、指導のあり方 性教育への取組 	学校教育の場における個人の尊厳、男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女平等教育の推進 (2) 健康教育の推進
4 職場	<ul style="list-style-type: none"> 男女間の格差の解消と就業環境の整備 各種有休制度の周知 農山漁村の参画 	男女が共にいきいきと働き続けることができる就業環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職場での均等な機会と待遇の確保 (2) 仕事と育児・介護の両立支援 (3) 職業能力開発の支援 (4) 農林水産業における男女共同参画の推進
5 地域	<ul style="list-style-type: none"> 男女の地域活動への参画 地域の実情に応じた取組 	男女が積極的に地域活動に参加していくことができる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の地域活動への参画と育成・啓発 (2) 地域社会との連携・協働

第2章 男女共同参画の実現のための施策

- 1 社会全体における男女共同参画の実現
- 2 家庭における男女共同参画の実現
- 3 学校・教育における男女共同参画の実現
- 4 職場における男女共同参画の実現
- 5 地域における男女共同参画の実現

第2章 男女共同参画の実現のための施策

1 社会全体における男女共同参画の実現

【現状と課題】

- 政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつありますが、まだまだ登用や参画への促進は不十分です。
- 性別による固定的な役割分担意識や「男だから」「女だから」という意識や偏見は、家庭、職場、地域等の中に根強く残っており、それらが男女のあらゆる分野への活動を狭め、参画を阻む原因となっています。
- メディアにおいて、性別による役割分担、性の商品化や過激な暴力表現などが人々の意識に不快感を与えたり、人権を侵害したりする場合があります。

【基本目標】

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画の実現の基盤となるものであり、あらゆる分野に女性の意見や考えを反映させることができるように政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度をつくり上げます。また、慣行を見直すとともに一人ひとりの人間として男女の人権を尊重する取組を強化します。

【施策の方向】

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

男女が平等な立場で、多様な考え方を活かした豊かで住みよい社会を築いていくためには、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の社会参画が重要です。そのため、各種審議会等委員への女性登用の促進や、女性職員の管理職への登用に努めるとともに、民間企業や各種団体・消防団に対して女性の参画促進を呼びかけます。

(2) 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備

仕事と家庭の両立支援制度の導入は進んできているものの、就業していた女性の約 6 割が出産後に離職しているとする調査結果が出ています。また、妊娠・出産前後に離職した人に対する調査では、勤務時間が制約されることや職場に両立を支援する雰囲気になかったことなどから、約 3 割が仕事と家事・育児・介護等の二者択一を迫られることなく働きかけ、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働を前提とする働き方等の男性中心型労働慣行の見直しや、男性の家事・育児・介護等への参画、ワーク・ライフ・バランスの確保などの取組を促進していきます。

(3) 男女共同参画の視点による広報・啓発活動の実施

男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、様々な形で影響を与えて人権を侵害している現状を改め、男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めます。また、メディアや広報を実施する企業・団体に対し、性差別的な表現をなくすための自主的な取組が行われるように理解と協力を求めるとともに、メディア・リテラシー^{※1}の向上を図るための啓発を進めます。

(4) あらゆる分野における女性の活躍推進

女性が個性と能力を十分発揮できる環境の整備に向け、多様な働き方など、社会のあらゆる分野において男女の公平性を保ち、一方の性別に偏らない多様な考え方を取り入れて社会を活性化していくため、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大する取組を進め、女性が活躍する豊かで活力ある社会の実現を目指します。「女性活躍推進計画関係」

※1 メディア・リテラシー：

メディア・リテラシーとは、テレビや新聞、雑誌、広告などの情報メディアから必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。「情報を評価・識別する能力」とも言える。ただし「情報を処理する能力」や「情報を発信する能力」をメディア・リテラシーと呼んでいる場合もある。

2 家庭における男女共同参画の実現

【現状と課題】

- 年代を問わずパートナー（恋人・配偶者・元恋人・元配偶者）からの暴力、性犯罪やストーカー行為等による暴力が根絶され、男女問わず人間として尊重される社会環境をつくるとともに、被害者への迅速な支援体制を構築することが必要です。

- 生活時間のうち、職業の有無にかかわらず、一日の家事・育児・介護等の多くは未だ女性が担っています。男性がこれらの活動に積極的にかかわり、女性の負担軽減を図るための意識改革と共同作業が求められます。

- 女性は、生物学的に妊娠や出産など男性と異なる機能を有することから、男女がお互いの身体的特徴を十分理解し、子どもを育むことが必要です。

【基本目標】

男女が共に責任を担い、家庭での活動とその他の活動とのバランスのとれた生活を営むことは、男女共同参画社会の基本的な考え方です。家庭は男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場であることから、家族を構成する男女が従来の固定的な役割分担にこだわることなく、相互の協力のもとに、家事・育児・介護等に当たることのできる環境の整備を図るとともに、互いの人権を尊重しあう意識の啓発に努めます。

【施策の方向】

(1) 共に築く家庭生活への支援

男女が、家事・育児・介護等の家庭における活動について、家族の一員として相互に協力しながら、責任を担う意義を学び、必要な知識・技術を身につけるための研修などを実施します。

(2) 子育て支援

結婚観やライフスタイルの変化等により少子化が進んでいる中、子どもを持った男女や子どもを持ちたい男女が、安心して子どもを産み育てられるように、多様で質の高い保育サービスの整備・充実、子育ての孤立感や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実に努めるとともに、育児休業制度の普及を始めとした子育てと仕事の両立ができる社会環境整備を促進します。

(3) 介護支援

介護者を支援するために、高齢者を社会全体で支えていく体制の整備を図るとともに、利用者の視点に立った情報提供や相談・支援体制の整備を図ります。また、男女が共に介護に携わることの重要性から、介護休業制度の周知、介護知識や介護技術の習得のための講座への参加を呼びかけます。

(4) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援

女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育や相談体制を充実させるとともに、女性の生涯を通じた健康の保持増進を図ります。

また、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)^{※2}」に関する考え方を広く社会に浸透させ、男女が正しい地域・情報を得て認識を深めるための施策を推進します。

(5) 男女間における暴力の根絶

暴力は性別や関係性を問わず、基本的人権の侵害であり、決して許されないものであるとの社会的認識を醸成するための広報・啓発活動を行います。

また、DV(デートDV^{※3}を含む)などの男女間の暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進します。

また、被害相談等における相談支援体制を充実させるとともに、関係機関が相互に協力し、緊密な連携のもと、被害者のニーズに対応した支援活動を効果的に行う体制づくりを進めます。

※2 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)：

互いに密接な関係にあるリプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツを合わせた概念のこと。

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間が安全で満ち足りた性生活を営み、子どもをいつ、何人、誰と、どこで、妊娠・出産するのかを自由に決められ、性別・年齢にかかわらず、自分の性と生殖について身体的・精神的・社会的に満足できる状態のこととされ、今日の人口問題対策の基本理念とされています。

また、リプロダクティブ・ライツとは、自らのリプロダクティブ・ヘルスを守る権利のことで、基本的人権の一つとされています。

※3 デートDV

高校生や大学生など、婚姻関係にないカップル間でも親密な関係になると大人のDVと同じようなことが起きており、これを「デートDV」といいます。

3 学校・教育における男女共同参画の実現

【現状と課題】

- 学校生活という多感な時期に、男女が共に学び、理解し、成長し合う場を日常的に設けることが教育環境として望まれます。
- 進路の決定において、生徒一人ひとりが、性別にかかわらず、主体的に進路を選択する能力を身に付け、幅広い分野に進むことができるように男女平等の視点に立った指導のあり方が求められます。
- 教育の場での男女の人権・平等への取組を充実させるために、教職員に対する効果的な研修が望まれます。
- 性行動の低年齢化や売春等が社会問題となっている中、望まない不用意な妊娠や性感染症が増加する傾向にあることから、これまでの性教育を見直し、教育全体の中で性の問題に取り組む必要があります。

【基本目標】

人間の意識や価値観は、幼少期からの教育環境により影響を受け形成される面が強く、学校教育が果たす役割は大きいことから、学校教育の場で、人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力を児童・生徒、教師、保護者に根付かせるよう努めます。

【施策の方向】

(1) 男女平等教育の推進

自立の意識を育み、男女平等の理念や、人権の尊重意識を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。特に進路においては、生徒一人ひとりが主体的に多様な分野から進路選択ができるよう、保護者や児童・生徒に対する指導を進めます。

(2) 健康教育の推進

性に対する正しい知識を児童・生徒の発達に応じて身につけさせ、人間の尊厳に関する教育を行うとともに、生命の尊厳や性に関する学習機会を充実させます。

4 職場における男女共同参画の実現

【現状と課題】

- 男女雇用機会均等法^{※4}など法的整備は進んできていますが、賃金・昇進などの実質的な男女の格差は解消に至っていません。
- 価値観やライフスタイルの変化に伴い、パートタイム労働、派遣労働、住宅就労など、就業形態が多様化しており、良好な就業環境の整備が必要です。
- 育児・介護休業制度があるものの内容がよく認知されておらず、また、職場に育児・介護休業をとりにくい雰囲気があることが指摘されています。男女が共に家庭や地域で過ごす時間を確保し、バランスのとれた生活を実現するためには、育児・介護休業制度等の実質的な普及を促進する支援体制の整備が必要です。
- 女性労働者の職域拡大や職業能力の向上を図るための情報提供や職業訓練の充実が必要です。
- 農山漁村地域において、女性は農林水産業の重要な担い手であるとともに、食の安全・安心の確保という視点にも関心の高い農山漁村の女性の参画が不可欠です。

【基本目標】

就業は、人々の生活を支える基本的な要素であり、男女が共に生き生きと働きつづけることができる就業環境づくりは、男女共同参画の実現にとって重要です。このため、職場において、男女が共にその個性と能力を十分に発揮し、職業生活と家庭生活とが両立できるように男女個人、団体、企業への意識啓発と法意識の徹底など就業環境の整備に努めます。

※4 男女雇用機会均等法：

男女雇用機会均等法（正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。）では、第1条で「法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。」とされています。

平成11年4月に改正され、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女差をつけることが禁止されました。

【施策の方向】

(1) 職場での均等な機会と待遇の確保

職場における実質的な男女の均等な機会の確保と待遇の確保の実現に向けて、男女雇用機会均等法の遵守や事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブ・アクション^{※5}）について理解と促進を図るための啓発活動を推進します。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント^{※6}の防止など、女性が働きやすい環境の整備を促進します。さらに、在宅ワーク、パートタイム労働者や派遣労働など、多様な職業形態における就業条件の整備を働きかけます。

雇用管理における実態面でも、男女差別や女性の職業能力の開発が不十分であるなど、女性の参画を阻害する要因も多く存在します。特に妊娠、出産を理由とした雇用管理面での不利益な取扱いを受けることのないよう、男女労働者間に生じている格差の解消と、就業分野形態における男女の偏りの解消を図ることが求められます。

(2) 仕事と育児・介護の両立支援

働く男女が、仕事と育児・介護の両立に関して、安心して子どもを産み、育て、また家族を介護することができる環境の整備と、保育サービスの充実や子育てに対する不安の解消を図るため、企業の意識啓発を推進します。また、育児・介護休業の取得や職場復帰がしやすいなど、充実した職業生活を送ることができるよう、就業者が働きやすい環境の整備を促進します。

(3) 職業能力開発の支援

女性の職業能力の向上を図っていくための機会を充実するとともに、多様な就業ニーズを踏まえ、女性が主体的に職業選択を行い、意欲と能力に応じた処遇で生き生きと働くことができるよう支援に努めます。また、出産、育児のために退職した女性に対して、再就職のための支援に努めます。

(4) 農林水産業における男女共同参画の促進

過疎化、少子・高齢化が進む農山漁村において、女性は作業の重要な担い手であることから、食料・農業・農村基本法においても、「女性の参画促進」が明記されています。農山漁村の女性が活動しやすい環境の整備を図るため、女性の農業経営への参画促進と家族経営における女性の地位や明確化を図るため、家族経営協定の締結と活用の促進を図ります。

また、男女が対等な立場で快適に働くための環境整備を推進します。

※5 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

社会的・構造的な差別によって、不利益を受けているグループ（女性・少数民族・障害者など）に対し、実質的な機会均等を確保するための措置のことです。

性差別是正のための具体的な例としてクオータ制（割り当て制）があります。これは公的な方針決定機関や政党の選挙比例名簿で、男女がおのおの一定割合以上になるよう割合を規定することを意味します。育児休業制度を父親だけに割り当てた「パパ・クオータ制度」（ノルウェー）もあります。

※6 セクシュアルハラスメント

他の者の意に反する性的言動によって、他の者を不快にしたり、肉体的・精神的な苦痛や困惑などを与えることです。「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動（いわゆるジェンダー・ハラスメント）も含まれます。また、特定の相手に向けられた言動だけでなく、不特定の者に向けられた言動も含まれます。

5 地域における男女共同参画の実現

【現状と課題】

- 職場だけに生きがいを求めることは困難になりつつある中、男性はいまだに職場中心の意識やライフスタイルに偏りがちな人が多く、男女が相互に協力し、労働、家庭生活、地域活動とのバランスのとれた生活スタイルの実現を目指していくことが必要です。
- 自治会、町内会等地域活動の代表者は男性というような固定的な役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直すとともに、女性は積極的に運営や方針決定に参画することが必要です。
- 男女共同参画についての課題は、地域の実情に応じ、地域住民に密着した取組が求められます。

【基本目標】

日常生活を送る場である地域を活力ある豊かなものとしていくためには、男性も女性も共同して地域社会における諸活動に参画することが求められます。地域社会をより豊かなものとし、家庭、職場と並んで、地域社会を男女を問わず生きがいの場とするため、共に責任を持ち、積極的に地域活動に参画していくことができる環境の整備に努めます。

【施策の方向】

(1) 男女の地域活動への参画と育成・啓発

男性と女性が共に自治会・町内会等の地域活動や代表者などに、積極的に参画できるように啓発をしていきます。また、女性のエンパワーメント^{※7}のために、女性団体・グループ等の学習活動の支援を充実し、地域の女性リーダーを育成するとともに、幅広い分野からの人材情報を収集・整備します。

※7 エンパワーメント：

個人や集団が、より力を持ち、自分たちに影響を及ぼす事柄を自分自身でコントロールできるようになることを意味する。もともとは黒人、女性、移民、障害者などのマイノリティが、政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念のことです。

(2) 地域社会との連携・協働

地域で男女共同参画に関する取組が進むよう、自治会や町内会、地域で活動するNPO^{※8}団体等と積極的に連携・協働を進めます。

(3) 男女共同参画拠点センターの活用

地域の実情に応じ、地域住民に密着した取組を進めるために、北秋田市男女共同参画拠点センターを活用し、地域におけるネットワークづくりを推進します。

(4) 国際的視野を持った活動

男女共同参画の推進には、国際規範の遵守や海外の取組の評価など、世界の中における日本という意義を持った取組が必要であり、国際社会における男女共同参画の状況を踏まえ、国際的な視野を持った活動を支援します。

(5) 地域において推進役となる人材の養成

あきたF・F推進員の積極的な活用を図り、単に意識啓発だけでなく、市民生活において、例えば洗濯をする、買い物をする、また、町内会活動に参加するなどといった日常の行動様式のあり方自体を実践的な男女共同参画スタイルに変えていく機運を高めていきます。

(6) 地域活動における女性の活躍

地域の活力を向上させるため、地域で元気創出に取り組む女性団体等の活動を支援するとともに、地域で活躍している女性の事例紹介等を行い、地域活動における女性の活躍を促進します。

※8 NPO：

NPOとは、「Nonprofit Organization」の頭文字をとったもので、通常「民間非営利組織」と呼ばれており、株式会社など営利企業とは違って、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配しない、非営利活動を行う非政府、民間の組織です。

また「NPO法人」とは、「特定非営利活動促進法」に基づいて法人格を付与されたもので「特定非営利活動法人」といいます。

「特定非営利活動促進法」で対象となるのは、「市民活動を行うNPO」です。それには、保健福祉、文化・芸術・スポーツ振興、まちづくり、子どもの健全育成、国際協力、災害救助等の広い分野で営利を目的とせず社会的な活動をする民間の組織が含まれます。

第3章 推 進 体 制

第3章 推進体制

基本計画を具体的に推進していくために、市の各部局・各機関が一体となって取り組むとともに、市、事業所、NPO等の各種団体、市民との密接な連携を図り、理解と協力を得て社会情勢の変化等を踏まえながら、広範多岐にわたる施策を総合的に推進します。

1 庁内推進体制の整備

庁内の体制確立のため、男女共同参画推進連絡会議、関係部局との連携の下、各種施策の効果的な推進を図ります。

2 調査研究・企画立案の充実

庁内関係課及び秋田県北部男女共同参画センターとの連携を図りながら、男女共同参画に関する問題点の把握や調査研究を行い、男女共同参画施策の企画立案に生かします。

3 NPO等各種団体との連携・協働

男女共同参画に関して自主的な活動を行っている団体・グループ等の活動を支援するとともに、情報提供等を通してネットワークづくりを図ります。

4 市民、事業者との連携

多くの市民や事業者等の参画を働きかけて事業を展開するとともに、自主的な取組への支援を行います。

5 男女共同参画に関する相談・苦情の適切な処理

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

第4章 男女共同参画社会形成のための実行計画

- 1 社会全体における男女共同参画
- 2 家庭における男女共同参画
- 3 学校・教育における男女共同参画
- 4 職場における男女共同参画
- 5 地域における男女共同参画

第4章 男女共同参画社会形成のための実行計画

◎実行計画の表記について

- ・28～32…5年間のうちに行うことを目標とした事業、又は既に行われて
いる事業で継続して行うことを目標
- ・単年度表記…その年に行う事業

1 社会全体における男女共同参画

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	事業内容	実施年度
1. 各種審議会等委員への女性登用の推進	各種会議・審議会等の性格に応じ、委員構成の見直し等により、男女ともに多様な人材の選任を図ります。	28～32
2. 市の管理職、各種団体等の役員への女性登用拡大の働きかけ	女性の能力が職場においても発揮されるよう、研修機会の提供などを通じて、女性職員の登用の拡大を進めます。	28～32

(2) 性別による役割分担意識の解消

事業名	事業内容	実施年度
3. 男女共同参画に関する講座の開催・講師の派遣	地域ごとに男女共同参画に関する講座の開催、講師の派遣を行う。また、 ^{※9} ワークショップを取り入れるなどとして意見交換の場を設けます。	28
4. 各種メディアの幅広い活用による啓発活動の実施	広報紙、市のホームページなどを通じて不平等な慣習・慣行についての見直しの啓発を進めます。	28～32

(3) 男女共同参画の視点による広報・啓発活動の実施

事業名	事業内容	実施年度
5. 男女共同参画の視点に立った各種広報媒体の作成	性差別的な表現をなくすため、男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めます。	28~32

(4) あらゆる分野における女性の活躍推進

事業名	事業内容	実施年度
6. 女性の参画や活躍を拡大する取組の推進	女性の活躍推進に向けた積極的な意識啓発を図り、あらゆる分野への女性の参画拡大を促進していきます。	28~32

2 家庭における男女共同参画

(1) 共に築く家庭生活への支援

事業名	事業内容	実施年度
7. 男女が協力し、責任を担うという意識の啓発・学習機会の提供	ワークショップ等を開催し、意見交換を通じて男女共同参画に関するさまざまな問題について合意形成を図ります。	28

(2) 子育て支援

事業名	事業内容	実施年度
8. 保育所の整備と保育サービスの充実	次世代育成支援対策地域行動計画に基づき、幼保一元化した総合施設整備を促進します。また、子育て中の親のニーズに応じた保育サービスの提供及び充実を図ります。	28~32

9. 地域の子育て支援	市内に地域子育て支援センターを配置し、子育て相談・指導及び世代間交流等を行います。	28～32
10. 児童の健全育成	児童の健全育成をはかるため、地域児童館の活用と、親が安心して仕事ができるよう放課後児童クラブの活用を推進します。	28～32
11. 在宅子育て者への支援	子育てサポートハウス等において、各種子育て講座、研修会を開催します。また、親子の交流や病後児保育、日曜日や祭日も含めた一時的な預かり保育も行います。	28～32

(3) 介護支援

事業名	事業内容	実施年度
12. 介護保険制度の適正利用の促進	介護相談等を通じ、介護保険への関心を高めるとともに、介護サービスの適切な利用を促進します。	28～32
13. 情報提供や相談・支援体制の整備促進	身近にある相談窓口をPRするとともに、介護者同士の情報交換の場を設けるなどの支援をします。	28～32
14. 男性への介護知識や介護技術の普及	家庭における介護の役割分担意識を醸成するとともに、男性を含め介護講習や介護者教室を開催し、正しい介護方法の習得を支援します。	28～32

(4) 高齢者の自立支援

事業名	事業内容	実施年度
15. 仲間づくり、生きがいがづくり、健康づくりなどの活動支援	高齢者が生きがいを持って地域社会において生活できるよう、創作活動や趣味活動、健康教室等を通じて支援します。	28~32

(5) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援

事業名	事業内容	実施年度
16. 生涯を通じた女性の健康保持増進の支援及び、妊娠・出産期における母子の健康確保の推進	健康相談、健康診断の実施を通じて、疾病の早期発見・予防に努めるとともに、母子の健康確保の学習などを行います。	28~32
17. 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着	性と生殖に関する健康と権利の考え方を広く周知するため、講座やワークショップ等を行います。	28~32

(6) 男女間における暴力の根絶

事業名	事業内容	実施年度
18. 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発	暴力の発生を防ぐため、広報・啓発活動を行うとともに、相談窓口などの設置を図ります。	28
19. 関係機関の取組の推進と連携強化	男女共同参画に関係する機関（保健所・警察署）と連携を密にし、市民からの相談に適切に対処するとともに、相談窓口を周知します。	28~32

3 学校・教育における男女共同参画

(1) 男女平等教育の推進

事業名	事業内容	実施年度
20. 教職員の男女共同参画に関する理解の促進	ワークショップ等を行い、男女共同参画に関する理解と意識の醸成、意見交換などを進めます。	28～32
21. 児童・生徒が男女の固定的なイメージを持つことのないような指導や学校運営	学校において、性別を理由とする差別の解消や男女の本質的平等、また「男だから」「女だから」という偏見を持たせない教育を推進します。	28～32
22. 保護者に対する意識啓発	学校の行事等を通じて、児童・生徒だけでなく、保護者に対する意識啓発を行います。	28～32
23. 男女共同参画の視点に立った教材の充実	男女共同参画の視点に立った教材等の充実や整備、改善を進めていきます。	28～32

(2) 健康教育の推進

事業名	事業内容	実施年度
24. 性に対する教育の充実	性に対する正しい知識を身に付けさせ、人間の尊厳に関する教育を推進します。	28～32

4 職場における男女共同参画

(1) 職場での均等な機会と待遇の確保

事業名	事業内容	実施年度
25. 男女雇用機会均等法・労働基準法など関係法令の周知徹底	パンフレット等を配布して、男女雇用機会均等法や労働基準法などの趣旨の説明などを行います。	28～32

26. 企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発	積極的改善措置の理解と促進を図るため、広報・啓発を行います。	28～32
27. セクシュアル・ハラスメント防止対策	防止に向けた広報・啓発を行うとともに、相談窓口を設置します。	28～32
28. 家族経営協定の奨励	それぞれの農林水産業・商工自営業の状況に応じた内容で 家族経営 ^{※10} 協定を締結するよう制度のPRに努めます。	28～32

(2) 仕事と育児・介護の両立支援

事業名	事業内容	実施年度
29. 男女の育児・介護休業制度 ^{※11} の普及促進	パンフレット等の配布や説明を通じて、育児・介護などの普及、就業規則の整備を促進します。	28～32
30. 制度を利用しやすい職場の環境づくりの促進	就業規則や職場環境の改善に関する学習会、研修会を開催します。	28～32

5 地域における男女共同参画

(1) 地域活動への男性の参画と女性の人材育成

事業名	事業内容	実施年度
31. 地域での慣行の見直しを進めるための意識啓発の推進	自治会長等地域のリーダーを対象に、男女共同参画に関する研修会を開催し、地域への普及の先導役になってもらいます。	28～32

32. 女性人材の発掘・育成	地域における女性の能力を育成するため、講座や学習を行います。	28～32
----------------	--------------------------------	-------

(2) 地域社会との連携・協働

事業名	事業内容	実施年度
33. 女性団体等のネットワークづくりへの支援	拠点センターを活用した、ネットワークづくりを推進し、情報交換できる場を設けます。	28

※9 ワークショップ：

ワークショップとは、作業場や工房を意味する語ではありますが、今では体験型の講座のこともさします。

体験型の講座の意味では、近年、問題解決やトレーニングの手法として、企業研修や住民参加型まちづくりによく用いられており、参加者全員が体験し、相互作用を高め、議論を通じて問題を収束し、提案などをまとめる会議形態のことです。

※10 家族経営協定：

家族経営協定とは、農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にする家族内でつくられるルールのことです。労働報酬、経営方針や役割分担の決定、収益の分配、労働時間・休日などの就業条件等について、家族構成員の話し合いにより取り決めようというものです。

※11 育児・介護休業法：

育児・介護休業法（正式には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。）は、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。

労働者が申し出を行うことによって、育児休業（子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができ、一定の事情がある場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができる。）・介護休業（要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をすることができる。）を取得することができます。

■ ファシリテーター：

話し合いや、ワークショップなどの場での参加者の心の動きや状況を見ながら、実際にプログラムを進行して行く人のことをファシリテーター（促進者）と呼びます。ファシリテーターの媒介によって、参加者の本来的な学びが促進され、体験したことを次のステップへと、結びつけることが容易になります。

参 考 資 料

I 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、

もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄
（施行期日）**

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

**附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄
（施行期日）**

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

- 1 略
- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）